# 海山漁業協同組合 内共第20号第五種共同漁業権遊漁規則

#### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第20号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな、わかさぎ、うなぎ、えび及びはぜをいう。(以下同じ)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその 承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムでしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き第 1項の承認をするものととする。
- 4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

#### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、同表中欄の漁具・漁法によりそれぞれ の規模の範囲内でなければならない。

魚種	漁 具 ・ 漁 法	規   模
こ	手釣、竿釣、たも網	竿数1人3本以内 竿の長さ8m以内 たも網口径50cm以内

2 うなぎについては、日没から日の出まで手釣、竿釣、たも網による遊漁はしてはならない。

## (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならない。

魚種	期	間
V		
ふな		
わかさぎ	1月1日から1	2月31日まで
うなぎ		
えび		
はぜ		

#### (全長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはな らない。

魚種	全	長
V	15cm以下	
ふ な	10cm以下	

#### (遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は身体障害者のときは、次の表の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
z v		
ふ な		
わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	1月600円
うなぎ		1年6,000円
えび		
はぜ		

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁を する場所において漁場監視員に納付することができる。
  - ア、海山漁業協同組合

(福井県三方上中郡若狭町海山48-12)

イ、海山漁業協同組合の指定した遊漁承認証取扱店

若狭町観光船組合

(福井県三方上中郡若狭町海山68-20)

#### (遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。
  - (1) 承認を受けた者の氏名、住所
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種
  - (4) 漁具·漁法
  - (5) 遊漁区域
  - (6) 遊漁料の額
  - (7) 注意事項
  - (8) 組合が行っている増殖事業及び漁場管理
  - (9) その他参考となるべき事項
  - (10) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑 となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場区域内における湖底を攪拌してはならない。

#### (漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名、住所、年令
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

#### (違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、 以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料 の払戻しは、行わないものとする。

#### (附 則)

この規則は、行政庁の認可があった日より施行する。

令和6年9月1日 認可

## 遊漁承認証

(表面)

(裏面)

No.

# 遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。 記

遊			
漁	(住所)		
	(T L)		
   者	(氏名)		
			(年令)
承認期間		自	
		至	
魚種		۲.	い、ふな、わかさぎ、
		うフ	なぎ、はぜ、えび、
漁 具・漁 法			
遊	漁区域	水月	湖・菅湖 全域
遊	漁料		

(発行者)

海山漁業協同組合 ⑩

## ◎ 注意事項 ◎

- 1. 遊漁中は必ず本券を携帯してください。
- 2. 本券の使用は、記名本人に限ります。
- 3. 漁場監視員の巡回の際は、本券を提出してください。
- 4. 違反を確認した場合は、遊漁をお断りすることがあります。
- 5. 遊漁規則を厳守してください。

# ◎当組合が行っている増殖事業及び漁場管理◎

- 1. 産卵場の造成、稚魚の放流を行っております。
- 2. 遊漁料は、組合が実施している増殖事業及び 漁場環境維持にかかる経費の一部に充当しま す。
- 3. 組合員と遊漁者双方の負担と協力によって水 月湖・菅湖の環境が維持されていることをご理 理解ください。

# 漁場監視員証

(表面)

(裏面)

No.

### 漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

(氏名)	
(住 所)	(年令)
有効期間	自:
日 初朔申	至:

(発行者)

海山漁業協同組合 ⑩

# ◎注 意 事 項◎

- 1. 漁場監視の際は必ずこの証を携帯すること。
- 2. 遊漁者から請求があるときは、本証を提示すること。
- 3. 取締りにあたっては、言語、態度を温和に接すること。
- 4. 取締りは、公平にして厳重にしなけれ ばならい。
- 5. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者 に対して、暴行若しくは脅迫を加え又は 威嚇を行ってはならない。